

日本弁護士連合会第59回定期総会報告

2008年5月30日(金) 於・大阪府大阪市

日本弁護士連合会第59回定期総会は、2008年5月30日(金)午後0時30分から、大阪府大阪市の大阪弁護士会館において開催された。

出席者は、午後4時15分の時点で、本人出席795名、代理出席6,574名、会出席52名の合計7,421名であり、外国特別会員の出席は、本人出席0名、代理出席0名の合計0名であった。

総会は丸島俊介事務総長の司会で午後0時30分から始められ、まず、宮崎誠会長が、議事規程第2条に基づき開会を宣言し、挨拶を述べた。宮崎会長から、いずれも重要な議案であるため、十分に審議してほしい旨の依頼があった。

続いて、正副議長の選任手続がなされた。

宮崎会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、関本隆史会員(東京)から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、宮崎会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、宮崎会長は、議長に高階貞男会員(大阪)、副議長に植草宏一会員(東京)及び元永佐緒里会員(滋賀)をそれぞれ指名し、正副議長の挨拶がなされた。

その後、議事規程第5条に基づき、宮崎会長から議案が提出された。

議長から議事録署名者として、太田治夫会員(東京)、岡正晶会員(第一東京)及び小澤正史会員(第二東京)の3名が指名された。

議事に入る前に、植草副議長は、発言や採決に際しての注意事項等を述べた。

議長は、議事に入る旨を宣した。

〔報告事項1〕平成19年度会務報告の件

議長は、報告事項1「平成19年度会務報告の件」を議題に供した。

明賀英樹前事務総長から、平成19年度会務報告書に基づき、次のとおり報告がなされた。

前年度の会務については、平成19年度会務報告書に記載している。後に特別報告のある取調べの可視化問題、国選付添人問題、消費者行政一元化問題の3点については、そちらで報告することとして、それ以外の中で特徴的なこと数点について報告する。

1つ目は、2009年対応態勢と国選弁護報酬問題である。被疑者国選弁護拡大への対応と裁判員制度対応が、2009年5月に始まる。一朝一夕には対応態勢をつくれないので、2007年度からそれらに関するキャラバンを数回行い、各地の弁護士、弁護士会と意見交換を行い、各地の実情や克服すべき課題が明らかになってきている。全国津々浦々で被疑者国選を担い、また裁判員制度を充実したものにしていくための弁護態勢をつくっていくことは、昨年度、今年度通じての最重要課題である。本年1月に3日間行った法廷弁護指導者養成プログラムでは、アメリカの全米法廷弁護協会から講師を呼び、いかにして裁判員に理解してもらうのかの具体例を示すことができた。各弁護士会がこれを一つの参考とし、これまで培ってきた刑事弁護の力を含めた研修や勉強会を行うことにより、充実した裁判員制度にしていく展望が広がっていくものとする。国選弁護報酬問題については、国会一斉要請行動やアンケートを行い、法務省と折衝してきた。

2つ目は、弁護士過疎地域解消に向けての取組みである。10年前のひまわり基金創設以来、各地にひまわり基金法律事務所を開設し、司法支援センターの過疎地域事務所が昨年より開設していったことと相俟って、あと3日後には地裁支部の弁護士ゼロ地域がなくなる。日弁連や各単位会の努力で成し遂げた偉大な成果である。また、昨年12月の総会で弁護士偏在解消のための経済的支援策が承認され、すでに10件利用されている。今後はひまわり基金法律事務所、司法支援センター過疎地域事務所、偏在解消支援策の三本柱で、市民のアクセスを確保していく展望がさらに開けていくと確信する。

3つ目は、業務問題、新規弁護士受入状況である。一昨年以降、業務拡大と法的ニーズの検証作業に取り組んできた。併せて、昨年秋に全国的な弁護士情報提供制度も立ち上げている。これらを活用して具体的業務拡大に結び付けたいと思う。2007年における新規登録弁護士受入状況は、各地の頑張りによりほぼ例年並みの状況となった。今年はさらに厳しくなることが予測される。今後の方針については、現執行部で鋭意検討中である。

4つ目は、研修強化と全国的テレビ会議システムの整備である。今後の弁護士の質の維持・向上のためには研修が大きな役割を果たす。日弁連のライブ研修は昨年度30回実施し、のべ2万3,000人が受講した。昨年からはeラーニングシステムを導入し、新規登録弁護士を対象に、保全やクレサラ等の6つのテーマを無料で提供している。今年度からは、既登録弁護士にもこれらを受講できるようになる。新しいシステムとして、昨年10月から全国的テレビ会議システムを導入した。日弁連の会議だけでなく、研修やシンポジウム中継が多数行われている。実施場所に行かずに、各単位会で質の高い研修やシンポジウムを見ることができると、ぜひ活用願いたい。

その他、日弁連としては憲法問題、人権問題、司法制度、環境問題、男女共同参画問題、司法支援センターの活動を担うこと等、ありとあらゆる課題に取り組んでいるが、時間の関係で割愛する。会務報告書や「自由と正義」の記載で代えることでご了承頂きたい。

最後に、日弁連のプレゼンスは年々高まっており、社会的に大きな影響を持った存在となっている。各地の活動と日弁連の活動が結び付いたときには、極めて大きな力を発揮する。2年前のグレーゾーン金利の廃止やゲートキーパー問題で報告義務を撤回させたことは、その典型だと思う。今後も各地の力と日弁連の力を結び付けて、より良い司法をつくりあげていければと思う。

会務報告の後、議長は、平成19年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後一括して行う旨述べた。

〔第1号議案〕平成19年度(一般会計・特別会計)決算報告承認の件

議長は、第1号議案「平成19年度(一般会計・特別会計)決算報告承認の件」を議題に供し、加毛修平成19年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

本年度の決算から、日弁連の財務諸表を新公益法人会計基準に準じて作成することになり、従前の書式からかなり変わっている部分がある。また、日弁連の会計規則の改正に伴い、従前の款が大科目という名称に変更になっている。

一般会計の収支全般については、前期繰越金7億9,674万円を除く当年度の収入は43億6,280万円、支出は42億6,463万円である。次期繰越金は、約1億円増加し8億9,491万円となっており、堅調な財政運営を行うことができた。

収入の部について、会費収入は38億3,903万円、事業収入はおおむね予算どおりとなった。諸受入金は予算を約1,659万円、雑収入も予算を2,247万円上回り、預金利息収入は596万円を確保した。

支出の部について、会議費は全科目において予算の範囲内に収まり、1億1,443万円の予算残となった。委員会費は、支出超過となった委員会が11あった。委員会活動が熱心であったため予算を超過することになったが、特別基金会計からの充当、科目内流用で対処している。委員会予備費からの支出は、委員会全体として9億1,910万円の予算に対し、7億2,193万円の支出となった。事業費は、「自由と正義」のボリューム増、会則・会規などの大幅な改正による官報公告料が支出超過となったが、いずれも科目内流用でまかない、事業費全体としては8,287万円の予算残となった。事務費は、1億4,903万円の予算残となった。

特別会計について、弁護士補償A制度は、保険業法の改正に伴い本年4月1日に廃止され、残額は一般会計に組み入れた。弁護士補償B制度会計も保険業法の改正により廃止されるが、財務処理のため平成23年3月31日まで存続する。会館特別会計は、次期繰越金が微増となった。当番弁護士等緊急財政基金会計の収入は、特別会費収入11億3,770万円、法律援助基金会計からの繰入金2億7,500万円など合計14億1,509万円であり、支出は被疑者弁護援助事業、少年保護事件付添事業など合計9億9,905万円であった。日弁連ひまわり基金会計は、月額1,400円の特別会計などによる収入が合計3億9,329万円、支出が合計3億363万円であった。法律援助基金特別会計は、日本司法支援センターに対する委託業務に関する収支を管理する特別会計であり、本年度は旧法律扶助協会からの寄付金、贖罪寄付などで合計10億3,491万円及び一般会計からの繰入金1億円の合計11億3,496万円の収入があり、支出は合計で6億5,382万円であった。偏在解消事業特別会計の収入は一般会計からの繰入金1億500万円で、ここから諸費用合計で3,874万円を充当した。

日弁連の全会計を通して、当期一般財産正味増減額は、12億8,079万円の増加となった。

続いて、議長は、平成19年度監事に監査報告を求め、竹本昌弘平成19年度監事から次のとおり監査報告が行われた。

平成19年度監事は、帳簿書類並びに証票書類を十分検査し、その他必要と認められた事項について説明を求めて監査した結果、19年度に属する一般会計、特別会計の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録は、いずれも収支状況と財政状況を適正に表示しているものと認めた。

議長は、質疑、討論を一括して行う旨を宣したが、質疑、討論を希望する者がいなかったの
で、質疑、討論を打ち切り、採決に入る旨を宣した。

挙手による採決の結果、第1号議案は、賛成多数で可決承認された。

〔第2号議案〕平成20年度(一般会計・特別会計)予算議決の件

〔第3号議案〕平成21年度(一般会計・特別会計)4・5月分暫定予算議決の件

議長は、第2号議案「平成20年度予算議決の件」、第3号議案「平成21年度4・5月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供し、審議は一括して行うが採決は個別に行うことを宣した。

山本剛嗣平成20年度経理委員長から、第2号議案「平成20年度予算議決の件」、第3号議案「平成21年度4・5月分暫定予算議決の件」について次のとおり趣旨説明がなされた。

平成20年度予算の編成にあたっての基本方針は、効率的な会務運営と健全財政の維持を基本に据えつつ、諸課題への取組みを一層推進することである。日弁連が直面している課題は、弁護士偏在解消事業の本格実施への取組み、裁判員制度の円滑な導入、取調べの可視化の実現、国選弁護士対応態勢の確立、刑事拘禁制度の改革、日本司法支援センターとの連携強化、法曹人口見直し問題への対応、法科大学院を中核とする法曹養成制度の検証、会員に対する各種研修の充実、刑事再審をはじめとする人権擁護活動、個人通報制度実現を含む国際人権問題についての諸活動、消費者保護、地球温暖化問題への対応、男女共同参画社会の実現に向けた取組み、犯罪被害者支援等の諸活動等極めて広範囲にわたっている。これらの諸課題に限られた予算を効果的に配分し、着実な成果を上げることが求められていることを肝に銘じ、具体的な予算の配分を行った。

一般会計の予算規模は、前年度と比較し大きく伸びたが、その理由は、第1に会計規則改正に伴い、平成20年度に限り14か月分に近い会費収入を計上したこと、第2に弁護士補償A制度会計、日本司法支援センター常勤弁護士養成援助基金特別会計、保険事務特別会計から、偏在解消事業の資金に充てるため、一度一般会計に繰り入れたことにある。一般会計の収入規模は、64億2,301万円となった。

支出については、基本方針に立脚し、予備費の1億円を含め57億7,279万円とした。次年度への繰越金は、6億5,021万円である。

予算編成にあたり、特に配慮した項目についてご説明する。収入の大半を占める会費については、昨年12月6日開催の臨時総会において、修習を終えてから満2年を経過しない者の一般会費を月額7,000円とする会則改正、女性会員に対する出産を理由とする会費免除が併せて可決され、1月1日から施行されている。会費減額の措置を受けている新旧60期の会員は約2,000名であり、また、本年度登録予定の新旧61期は手堅く見積もり、約1,850名と見込んでいる。また、出産を理由とする会員の会費免除者は、本年4月末日時点で64名である。しかしながら、修習を終えて弁護士登録する会員の増加により、このような会費の減免措置の会費収入総額への影響はさほど大きなものではない。他方、利息等の会費外収入もわずかながら増加傾向にあり、一般会計においては、従来の会務の活動の質・量の水準を低下させることなく、予算編成が可能となる収入を計上することができた。

一般会計の支出の部について、会議費関係は、総会費を定期総会の他に臨時総会2回分の開催を見込んでいる。また、日弁連の迅速・適切な会内合意の形成、情報伝達が要請されている実情から、従前同様、理事会を月1回、2日連続で開催することにしている。役員旅費については、特に副会長の常勤に近い執務態勢を踏まえ、旅費の計算をより実情に即した形で支出できるよう配慮することにした。さらに、緊急の課題に迅速に対処するためワーキンググループ等の活動の諸費用に必要な経費を役員協議会関係費として計上している。

委員会費関係については、様々な分野での委員会活動が日弁連の活力の源泉であるという認識のもとに、人権擁護委員会、司法修習委員会、公害対策・環境保全委員会、刑事拘禁制度改革実現本部、弁護士業務改革委員会、日本司法支援センター推進本部、裁判官制度改革・地域司法計画推進本部、裁判員制度実施本部、民事介入暴力対策委員会、消費者問題対策委員会、取調べの可視化実現本部、日弁連刑事弁護センター、日弁連公設事務所・法律相談センター、国選弁護対応態勢確立推進本部の各委員会には、2,000万円から5,800万円の範囲で大型の予算を配分した。また、昨年発足した生活保護問題緊急対策委員会、男女共同参画推進本部についても、必要な予算措置を講じた。弁護士業務総合推進センターについては、後継組織に予備経費から必要費を割り当てることにした。なお、日弁連の委員会費支出においては、会議旅費の占める割合は極めて高い。各委員会においては、経費節減のため引き続きご努力をいただくとともに、テレビ会議の積極的な活用を切にお願いしたい。

事業費関係については、第51回人権擁護大会が10月2日・3日に富山県、第23回司法シンポジウムが11月8日に東京都、第10回国選シンポジウムが9月12日に東京都と、日弁連主催の大規模行事が予定されているので、その開催に必要な経費を計上した。また、各種の研修の事業費として1億4,705万円を計上し、法律事務、弁護士のスキルアップ、弁護士倫理等に関する多彩な研修を実施することにした。また、改正戸籍法及び住民基本台帳法の施行に備え、職務上請求用紙を全面的に改訂することになり、資料出版費中にその印刷費用を計上している。関係団体援助費用としては、日弁連交通事故相談センターに対する補助金1,700万円、日弁連法務研究財団に対する補助金2,850

万円などを予定している。さらに近時の日弁連の国際的な活動の展開を踏まえ、事業費の中に海外派遣のための予算を準備した。

事務費関係については、会長・副会長報酬、弁護士職員報酬で合計5億2,448万円を計上した。職員の人件費については、日弁連の業務量が年々増加し、質的にもより高度な内容が求められるに至っていることから、さらなる業務の拡大にも応えられるように多少の増員枠を確保した予算を組むことにした。また、30名ほどの派遣社員雇用の費用に充てるため、引き続き臨時職員給与手当を計上している。

特別会計への繰り入れについては、法律援助基金関係に前年度と同額の1億円を、偏在解消事業特別会計に7億4,500万円を繰り入れることにした。

特別会計の主なものについて手短にご説明する。当番弁護士等緊急財政基金会計については、次年度への繰り越しが多少増加すると考えられるために、法律援助基金会計からの繰り入れを見送った。法律援助基金会計については、8億8,000万円の予算で各種の事業費、委託事業費を支出していく。偏在解消事業特別会計については、繰越金と合わせると8億円の資金になるが、偏在解消事業に財政面の不安なく取り組むために、今後4年間は、一般会計から5,000万円程度をこの会計に繰り入れることを予定している。

暫定予算案については、従前の例に従い便宜上平成20年度の予算案の金額の1/2分の2に相当する金額を予算案として計上した。

会計規則第6条によると、定期総会において予算の議決を得るときは、予算の大科目内の科目の流用について承認を得ることができると定められているので、この点につきましても併せてご承認をいただきたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

野村修一会員（第二東京）「予算案の新規登録料収入というところで、約1,850名という概算について堅調に算定したとのことだが、堅調にというものの意味はどのようなことなのか、その根拠を伺いたい。それに関連して、会長の発言中で法曹人口の激増問題について、今年中に司法試験の合格者が決定するまでの間に暫定的な提言をするということであったが、どのような形で進められる予定なのか、その具体的な時期について伺いたい。」

山本剛嗣平成20年度経理委員長「今年入会予定の新61期については、合格者が1,851名、このうち1,400名の4か月分の数字3,920万円を計上している。そういう意味では、少なめの入会者と考えて計上している。」

村山晃副会長「暫定的提言は、一応7月を予定している。ただ、この点については全体的な会務にかかわる事柄であるので、最後に会務に関する質問や意見をいただく機会に詳しく説明したい。」

高島章会員（新潟県）「裁判員関係の予算について、どのような支出を予定しているのか。裁判員裁判については、すでに2つの単位会から延期の決議がされており、大部分が反対しているような情勢下であって、いかなる正当性があるか。予算を策定したのか。」

福島康夫副会長「裁判員制度関係は、裁判員制度実施本部について4,900万円の予算組みをしている。それ以外に、裁判員制度広報啓発事業費支出として2,000万円と予算組みをしている。裁判員制度広報啓発事業費支出というのは、裁判員制度のマンガの出版、パンフレットというものであり、裁判員制度のマンガの増刷分等を予定している。裁判員制度実施本部の4,900万円の予算については、委員会の旅費等で大体3,000万円近くを、マニュアルの検討の旅費等を含めて200万円程度を、法廷弁護技術研修で約1,900万円を予定している。第2番目の問題については、来年5月21日に裁判員制度の実施が決定されている。この問題は、司法改革の一番最大の問題で、その一番の正念場にかかる場所である。この中で研修を充実させ、それから対応態勢を確立させるということは、弁護士会の責務であり、予算の計上については適正なものだと考えている。」

小川修会員（埼玉）「裁判員制度については、裁判体9人で5対4で、制度上55%で有罪として死刑にまでできるという欠陥、事実認定、量刑ともに行う控訴審では1人の市民も入らないという欠陥がある。この2つの欠陥については何も改善の行動をしないまま、裁判員制度を進めようという考えか。」

小野正典裁判員制度実施本部事務局長 「まず、5対4で決まるという点について、もちろん無罪推定の原則によって裁判員裁判も行われる。他方で、どのような評議の中で結論が出されるかという問題は、また違った基準になる。3人の合議体の現在の裁判官の結論が分かれたときには、2対1ということでも有罪が決められる。最高裁では小法廷5人の裁判官の場合には、3対2で決まるということもある。大法廷では15人の場合には8対7で決まることもある。このように、無罪推定の原則の問題と評議における結論の決め方の問題とは異なるものである。控訴審の問題についても、控訴審の制度がどうあるべきかということと裁判員裁判を一審で導入するということは、また異なった考え方とされている。制定過程では、現在の控訴審の仕組みが事後審であり、書面審理が中心となっている仕組みに裁判員を入れるのはどうなのかという疑問が出たと聞いている。」

その後、議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

指宿昭一会員（第二東京）「私は、去年の9月5日に登録し、総会に出席するのは初めてである。議案書をもらい、大変失望した。日弁連として弁護士激増を阻止する姿勢に基づかない、この予算案について反対の意見を表明する。現在、いわゆる軒弁、自宅で登録をする宅弁、即独立する即独、こういう弁護士が大変増えている。同期の軒弁の弁護士は、月収が8万円であり、そこから弁護士会費、交通費、資料代を払えば手元には残らず、暮らしていくことができない。同期の宅弁は、月収が平均6万円で、もちろん暮らしていく

ことはできない。即独した私の場合、家賃、弁護士会費を稼ぎ出すのが本当に大変である。61期の修習生たちは私たち60期以上に大変な状況に追い込まれている。これは、増員路線が破綻したということを実に表している。本当に食えない弁護士、あるいは修習を終えても登録できない弁護士が大量に出てくる。先ほどの1,850人という試算は、手堅くなんかないと思う。弁護士が弁護士としての仕事ができなくなる。そして、そのことによって弁護士自治が崩壊しかねない。このような危機的な状況において、なぜ阻止する方針を打ち出し、その下で予算を組まないのか。私には全く理解ができない。」

遠藤哲嗣会員（第一東京）「第2号議案、第3号議案に賛成する。一般会計規模64億円の計上という説明があった。裁判員裁判に関する予算計上について、その制度自体についての反対、あるいは時期尚早という前提に盛られた予算について反対意見があるのかとは思いますが、この予算規模において、今年度予算計上せず、いつするのかという思いもする。必要な部分について十分な予算とは言い難い面があるが、第2号議案、第3号議案に賛成する。」

野村会員（第二東京）「第2号、第3号議案に反対する。その理由は、この議案が弁護士激増に対する何ら対応策を講じることを前提としていないことにある。2007年問題については、軒弁という新語を造出し、就職問題の中身をすり替えて、給料を払わなくてもいい弁護士を輩出するに至った。もう一つ、法科大学院の現状はどうか。適性試験の受験者数を比べると、日弁連の法務研究財団、大学入試センター合計で約2万6,000人である。それに対して旧司法試験の受験者は2万8,000人である。この数字は、現行の法科大学院を中心とする新司法試験制度に対する絶望の念が、これから法曹を目指そうとする人間にも広がっているということを示すものではないか。私たちは、改革という名におかれて、これからの修習生や弁護士となろうとする人間に負担を押し付けて改革を進めてきた。その過ちを今すぐ認めて、その過ちを改める一方、弁護士の激増の見直しというところからまず始める、そのような予算を組むべきと思う。」

森川文人会員（第二東京）「第2号議案、3号議案に反対する。先ほど、冠たる格差社会という不思議な言葉を聞いたが、格差というよりも貧困の時代である。多くの若者が将来の展望を失い、世界各地でストライキが頻発しているときに、弁護士だけに未来があるような展望で物事を進めるのはどういう了見か。個人的に話して、弁護士増員は仕方ないという人はいても、弁護士を増やさなければいけない、増やしたほうがいいという弁護士には会ったことがない。国民や民衆の期待は、自分たちのために闘う、権力や資本と闘う弁護士である。弁護士が権力や企業に就職し、組み入れられてどうするのか。『ロースクール卒業おめでとう、就職先はないけれどね。』と、こんなことではしょうがない。また、最高裁の調査で82%以上が嫌がっている裁判員制度を広報し推進するというのは、全くおかしいことである。憲法違反の疑いもあるのに、批判的検討もしないで、それを進めるということはどういうことか。日弁連で得意の賛成論、反対論、シンポでもやればいい。検察や最高裁に逆らえなくて、そういうことができないのでは、権力闘争である裁判が闘えるわけがない。若手の問題は必ず全体に影響する。弁護士が増えすぎて、このような総

会もできない。そうなれば弁護士自治もやっぱり奪おうという議論も復活する。弁護士も国民である。ワーキングプアが増えている。素直におかしいものはおかしいと、そういう声を国民の声として、弁護士として挙げていきたい。」

白井晶子会員（第二東京）「2号、3号議案に反対する立場から意見を述べる。一番問題だと思っている弁護士激増問題の点だけ述べる。食べられない弁護士が増えてきたらどうなるか。バッチを悪徳業者に売するような弁護士が増えて、国民の被害がそれによって拡大し、弁護士の信頼が失われかねない。そのような弁護士に自治を与えていていいのかと、絶対そういう議論になるような気がする。弁護士だけの問題ではなく、国民の問題でもあるので、本当におかしいと思うのであれば、おかしいものはおかしいと言っていたきたいと、若手の立場から思う。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。採決は、挙手により、第2号議案、第3号議案個別に行われたが、いずれも賛成多数により可決された。

〔第4号議案〕 綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任の件

議長は、第4号議案「綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任の件」を議題に供した。

庭山正一郎副会長から、第4号議案について、「綱紀委員会及び綱紀審査会委員のうち、任期が来年3月末日までに来られる約半数の委員の後任の委員について、理事会に一任いただきたい。」との趣旨説明がなされた。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、会員の賛成多数を得たことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第4号議案は賛成多数により可決された。

〔第5号議案〕 会長選挙規程(会規第19号)中一部改正の件

議長は、第5号議案「会長選挙規程(会規第19号)中一部改正の件」を議題に供した。

村越進副会長から、第5号議案「会長選挙規程(会規第19号)中一部改正の件」について次のとおり趣旨説明がなされた。

今回の改正点は、3つである。第1は、会長選挙において、日弁連のホームページを利用した選挙運動を認め、その旨の第56条の2を新設するものである。ホームページの開設管理は選挙管理委員会が行い、候補者は同委員会の定めた細則に従い、これを利用することになる。第2は、本会規で認められることとなる方法以外でのホームページ、または電子メールその他、インターネットを利用した選挙運動の禁止を明示し、その旨の第58

条第4号の規定を新設するものである。第3は、選挙郵便はがきの枚数を、候補者1人について選挙権を有する会員の数の3倍以内とし、第56条等をその旨改正するものである。

現在認められている選挙運動は、選挙公報の発行と公聴会の開催及び候補者が行う選挙郵便はがきの発送とポスターの掲示のみであるが、選挙公報は字数が限られており、また発行されるのも1回だけである。また公聴会に参加する会員は、必ずしも多くはない。さらに、はがきやポスターは、自ずから提供できる情報量に限りがある。これらの手段のみでは、すでに2万5,000人を超えた全国の会員に対し、候補者が政策等を十分に伝えるための手段としては不十分である。一方、インターネット時代を迎え、インターネットを活用する会員が増え、日弁連のホームページにアクセスする会員も増加している。ホームページにおいては瞬時に大量の情報を提供すること、情報の更新が可能である。こうした状況を踏まえ、従前の選挙運動を補完する手段として、日弁連ホームページに選挙管理委員会が候補者用のページを開設し、同委員会の管理の下で候補者にこれを利用して政策等を発表する機会を提供することは、候補者にとっても有権者である会員にとっても有意義であると考え、今改正案を提案する次第である。

なお、個人的なホームページの利用等が禁止されていることを明確にするために58条を改正すること、新しい選挙運動を認めることになるので、選挙郵便はがきの枚数については候補者の選挙費用の負担軽減ということも考慮し、現在、候補者1人について選挙権を有する会員の数の5倍以内とされているのを3倍以内とすることを併せて提案する。

本改正案は、選挙管理委員会の方針を踏まえ、昨年度の正副会長会及び理事会で承認され本総会に提案しているものである。

議長は、第3号議案の質疑、討論を一括して受けることを議場に諮ると異議がなかったため、質疑、討論を一括して受けることを宣した。

武内更一会員（東京）「この議案については、全面的に反対する。これから弁護士がさらに増えていくと、電話をしたり、会ったりということは、ものすごく難しくなっていく。そういう中で、はがきを直接送るといことは、限られた手段だが、会員のデスクに直接紙が届くものであり、選挙の政策、日弁連の方針などを訴えるのに有効な手段である。この前の選挙は、9,400対7,000となり、本当にあとわずかというところまで私たちの選挙戦は肉薄した。新聞報道などでも、接戦、白熱という報道がなされた。そして司法改革、弁護士激増、裁判員制度、そして改憲問題について、日弁連の中が真っ二つだということが今報道されている。特に若い新人の弁護士たちが激増問題で本当にひどい目に遭っている中で、そういう人たちが弁護士激増問題について、批判的な見解を持つのは確実だと思う。そういう人がこれからさらに増えていく。宮崎会長のペースダウン論にしても、年間2,000人以上の弁護士が登録してくることは、計算上想定される。実際に登録できるかどうかわからないが、計算上登録することになる。2年後にはおそらく4,000人という計算であろう。その分の相当多数が、現執行部路線に対し批判的立場をとるだろうと私は思う。皆さんも、そう思っているでしょう。そこへ、この問題を訴えるはがき、政策、そういうものが届いたときに、今の方針がひっくり返ると想定しているのだと思う。選挙手段についても、表現の自由、これを推進すべきだと日弁連は言っているはず

だが、日弁連自らの表現手段について規制していくということは、全く言っていることとやっていることが別である。選挙制度に手をつけたゲイリー議員という人がアメリカにいた。そのやり方に国民は猛反発して、ゲリマンダーと言っていた。日本でも同じような手法をとった人が鳩山一郎さん、ハトマンダー、ではこの制度はミヤマンダーである。本提案は、今からでも撤回すべきである。ちなみに、自らホームページにアクセスして政策を読むという能動的な行動がどれだけ期待できるか。政策広報などはこちらから送り込んで、そしてまた電話をかけてお願いしたり、会ってお願いしたりということが選挙活動の基本である。ホームページに出して、それをどうぞ見てください、待っていますというものではない。選挙はがきを制限することによって、どれだけの費用が節減できるか計算したところ、仮に4,000人増えたところで100万円である。2年ごとに100万円の費用しか増加しない。はがき1枚送るのに50円。5枚送ったって250円。これだけ安価で、しかも創意工夫ができる。そういう手段は他にない。選挙制度に手をつけて、選挙の運動方法を制約して、そして権力を守るというのは独裁政権の末期の手段である。このような制度は到底合理的な正当な提案だとは思えない。この提案を撤回するよう勧める。」

富崎正人会員(大阪)「提案理由で、歯止めのない選挙運動というふうに書いてあるが、具体的な行為としてどういうことを想定しているのか、それによりどのような弊害が生じるのか。はがきの枚数を減らすことによる投票率への影響を考慮したか、今の時点で投票率へどのような影響があると考えているか。」

村越副会長「1点目については、日弁連、あるいは選挙管理委員会の管理の及ばない選挙運動を認めてはいけないという意味である。大阪弁護士会では、ホームページを利用した選挙運動を開始されて4年経っているが、特段の問題が出ているとは聞いていない。投票率の影響については、選挙管理委員会のほうでは検討していないが、現時点においてこのことにより投票率に特に影響が出るというふうには考えていない。」

高島会員(新潟県)「民主的な弁護士と言われている方、自由法曹団、青法協、その他の方々、公職選挙法の悪法に闘ってきた実績がある。法定外文書とか、個別訪問の禁止ということについて闘ってきた方々は、この議案に絶対反対されるだろうと思う。はがきというのは大事な選挙の手段である。これを減らすというのは表現の自由に対する不合理な制約である。質問は4項目ある。第1に、インターネットの利用禁止に、IP電話による選挙勧誘が該当するの否か。第2点、規制をするといっても、例えば2チャンネルにおけるTKYMがどうしたとか、そういうのは規制できるのか。実効性のある規定ではないという見地からの質問である。第3点、立法事実はあるのか。インターネットで野放しにすることによって、過去どのような弊害が生じたのか。あるいは、どのような弊害が生じるということから規制をするのか。第4点、この議案というのは表現の自由に対する制約である。したがって憲法の見地から見ると、LRAの原則であるとか、クリア・アンド・プレゼントデンジャラスの見地から、初めて正当化ができる規制である。憲法を大切にしている組織体であるから、その選挙規定も当然だろうと思う。こういう憲法上の表現の自由の制約の見地から、果たしてこのような規制が正当化できるのか。私は、このような規

定は違憲であると思う。」

村越副会長「IP電話の利用は今までどおり、通常の電話の利用と同様と考えている。日弁連が2チャンネル自体をどうコントロールはできない。選挙管理委員会が、選挙違反の事案として対処・処理することになる。立法事実は、十分な候補者情報を効果的・効率的に全国の会員に提供する必要性が高まっているということと、そのことが候補者にとっても会員にとっても有意義であるということである。今回の改正は、今まで全く認められていなかったホームページの利用を日弁連のホームページに限って認めるという、選挙運動の範囲を拡大する方向のものであり、今回新たな規制をするものではない。」

野村会員（第二東京）「インターネットを使った選挙運動について中心に伺いたい。まず、議案書の提案理由で、公聴会について時間的・場所的な制約もあり、実際には参加することが難しい会員も多いと書かれてあるが、これは公聴会について否定的な評価を含むものであって、将来見直しとか、縮減とか、廃止とか、そういうことをすることを視野においた表現なのか否か。参加数が少ないということであれば、インターネットの利用ということで、例えばその様子をオンデマンド配信することによって、皆さんに見てもらおうようにするという方策は考えているのか否か。2番目に、ホームページによる選挙活動ができるということだが、そのホームページは会員専用ホームページに置かれるのか、それとも一般用のホームページに置かれるのか。会員専用のホームページに置かれるとなると、会員のパスワードとかIDとかを取っていない会員も多く、選挙運動に対するアクセスに非常に支障が生じると思うので、その点についても確認したい。それから、ホームページの更新頻度とかいうことについては、一体どのぐらいを考えているのか。規則においても具体的な回数が出ていないので伺いたい。併せて、ホームページの更新は、前に書かれていたページをそのまま書きする形でしか認められないのか、それとも新たなページを付加するという形で考えているのかについても伺いたい。」

村越副会長「まず掲載は、会員専用ホームページと考えている。公聴会の削減、廃止は全く考えていない。公聴会の様子を広く会員にも知っていただく方向で検討するのは正しいのではないかと考えている。更新の仕方や回数はまだ検討できていない。本総会でご承認をいただいた後、選挙管理委員会のほうで実施要領をつくっていくということで今後の検討になっている。先ほど説明がもれたが、はがき5枚を全部使い切ると、今回の選挙でも候補者1人六百数十万円が切手代だけでかかっている。これに発送作業の手数料が多分プラスされると思う。この5通を3通に節減すれば、切手代だけで250万円の負担軽減になると考えている。」

指宿会員（第二東京）「新人弁護士にとって、日弁連の会長選挙というのは、当初大して関心のあるものではなかった。しかし、はがきが届いて、そのはがきの具体的な主張、スローガンやそのデザインも含めてイメージも含めて見て、それで関心を高めていった。これを多くの同期の弁護士から聞いている。はがきは、選挙活動において現在の日弁連の状況の中で、非常に大きな主張を伝えていく手段だと思う。おそらく多くの方は選挙公報

もホームページも見ないと思う。はがきが最も有力な選挙の広報手段として、現実には機能している。現執行部に批判的な意見、そういう意見の候補者が出て主張をしっかりと伝え、それについて全会員の判断を仰ぐ、これが阻害されるようなことは決してあってはならないと思う。はがきを5枚から3枚に減らすことに、絶対に反対する。」

津村政男会員（東京）から質疑、討論終結の動議が提出され、議長が出席会員に諮ったところ20名以上の会員の賛成があったので動議が成立した。引き続き動議の採決が行われた結果、賛成多数により動議は可決された。これによって質疑、討論は終結され、議案の採決に入った。

挙手による採決の結果、第5号議案は賛成多数により可決された。

〔第6号議案〕 綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程(会規第57号)中一部改正、綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程(会規第58号)中一部改正及び懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程(会規第59号)中一部改正の件

議長は、第6号議案「綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程（会規第57号）中一部改正、綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程（会規第58号）中一部改正及び懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程（会規第59号）中一部改正の件」を議題に供した。

庭山副会長から、第6号議案について、次のとおり趣旨説明がなされた。

懲戒請求者が単位会の綱紀委員会の結論に反対の場合、日弁連の綱紀委員会に、単位会の懲戒委員会の結論に不満がある場合は、日弁連の懲戒委員会に異議を申し出て、さらに、日弁連の綱紀委員会の結論に不満な場合は、綱紀審査会に対して異議を申し出るという手続が定められている。近年、多数の懲戒請求者が共同して異議申出を行う例が見られる。このような事案において、審査開始通知の送付その他の事務を効率的に行うため、本改正においては、複数の懲戒請求者が共同して異議申出を行う場合には、協議によって代表1名を選ぶことができるとし、同時に、代表の届出がない場合には、綱紀委員会、綱紀審査会、懲戒委員会において代表を指定することができることとし、文書の送付、通知はこの代表の方に送付、通知することで足りるとの規定を制定するものである。

議長が、質疑・討論の省略を議場に諮ったところ、これが承認されたことから、直ちに採決に入った。

挙手による採決の結果、第6号議案は圧倒的多数にて可決、成立した。

〔第7号議案〕 弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程(会規第82号)中一部改正の件

議長は、第7号議案「弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程（会規第82号）中一部改正の件」を議題に供した。

加藤啓二副会長から、第7号議案について、次のとおり趣旨説明がなされた。

昨年12月の臨時総会において可決、承認された弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程第2条では、支援の対象となる者が個人の弁護士に限定されていた。この点をさらに使い勝手をよくし、だれでも良質の司法サービスが受けられる社会をより一層実現することを目指すとともに、ひまわり特別定着支援、ひまわり定着支援の法人支援などにおいて法人も支援対象となっていることとのバランスをとるため、現行規程第2条を改正し、弁護士法人を偏在解消のための経済的支援の支援対象とするものである。

その後、議長は、質疑、討論に入ることを宣した。

小川会員（埼玉）「現在、若手弁護士が苦しんでいる話が入ってきているが、これは歴代執行部の無定見な弁護士大量増員政策の結果である。私は、昨年の理事会で、過疎地や偏在が解消しなければ増員見直しを言えないというのであれば、大量増員政策を採った歴代執行部の人々が、2、3年の任期で順に過疎地や人口3万人超の地区に行けばよいと提案した。弁護士大量増員に賛同した歴代執行部の人々を、過疎地や偏在解消地区に赴任させる案を検討してみる気があるのか。」

加藤副会長「偏在解消のための経済的支援は誰でも対象となるので、歴代執行部がもし行きたいと言え、対象となり得るということは申し上げることができる。」

議長は、他に質疑、討論がないことを確認した上、質疑、討論を打ち切り、採決に入った。

挙手による採決の結果、第7号議案は、圧倒的多数で可決された。

〔第8号議案〕第60回定期総会開催地決定の件

議長は、第8号議案「第60回定期総会開催地決定の件」を議題に供した。

小寺正史副会長から、第60回定期総会開催地について東京都とすることの提案があった。

議長は、質疑、討論を省略することについて議場に諮り、賛成多数であったことから、直ちに採決に入った。

挙手による採決の結果、第8号議案は圧倒的多数で可決、成立した。

〔第9号議案〕 宣言・決議の件「国際人権基準の国内における完全実施の確保を求める決議」

議長は、第9号議案「宣言・決議の件」として「国際人権基準の国内における完全実施の確保を求める決議」を議題に供した。

村山副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

今年は、世界人権宣言60周年を迎え、2つの国際機関によって日本の人権状況が審査される。1つは、国連人権理事会による審査であり、既に作業部会がレポートの取りまとめを終え、6月12日の人権理事会で採択される状況である。今回提案している議案とほぼ同内容のものが勧告として出されることが明らかである。もう1つは、自由権規約委員会による第5回日本政府報告書の審査であり、日本の履行状況が厳しく問われることになる。今回の議案は、中でも喫緊の課題である5つの項目について日弁連の総意を示し、日本政府に実現を迫るものである。第1は、国際人権規約などの個人通報制度の実現を求めるものである。具体的事件において人権条約が有効に活用されるためには、個人通報制度によって国際機関の俎上に乗せられ、直接吟味され妥当な判断が下されることが必要である。それによって裁判官も適切な人権条約の解釈を展開することが期待できるし、行政的、立法的改善を促す契機ともなる。日本の裁判所でも国際人権条約を意識した判決が出されるようになってきている。OECD加盟の30か国、G8の8か国の中で個人通報制度がないのは日本だけであるが、何としても個人通報制度を導入したいという思いを込めてこの決議を出したい。第2は、政府から真に独立した国際人権機関の設置を求めるものである。日本政府は、2002年3月に人権委員会設置のための人権擁護法案を国会に提出した。しかし、この法案は政府からの独立の点、調査対象を差別と虐待に限定している点で重大な欠陥があり、我々や市民団体の反対で成立に至っていない。そこで、政府案を見直し、国際基準に適合した人権機関を設置すべきである。第3は、国際人権基準の国内実施のための法整備及び運用の是正を求めるものである。まず、障がいのある人の権利条約の早期批准と差別禁止法の制定を求めるものである。国連は2006年12月、障がいのある人の権利条約を採択し、今年5月に発効した。しかし、日本は、2007年9月に条約に署名したものの、国内法の整備等の課題が積み残しであり、批准していない。この条約は、障がいのある人に対する合理的な配慮を行わないことも差別だと捉え、締約国に差別撤廃のための立法措置を求めている。障がいのある人の権利条約を早期に批准すること、そのために障がいを理由とする差別を禁止する法律を立法することが喫緊の課題である。第4は、取調べを可視化すること、警察拘禁期間を国際人権基準に従って短縮する道筋を示すこと、代用監獄を廃止すること、取調時間に法的規制を設けることを求めるものである。志布志事件、氷見事件、引野口事件の無罪判決が出され、自白偏重の捜査への批判、取調べの可視化、適正化への声が高まっており、裁判員制度実施に向け、これら刑事司法制度の改革が求められている。第5は、死刑の執行停止と死刑制度調査会の設置を求めるものである。国際社会は死刑廃止に向かっており、昨年、国連総会でも死刑執行停止を死刑存置国に求める決議が採択されている。死刑の執行は停止されるべきであり、また、死刑制度の存廃等について調査を行うため、衆議院及び参議院に死刑制度調査会を設置することを求めるものである。当連合会は、これらの課題の実

現を関係機関に求めるとともに、当連合会としてもあらゆる努力を行うことを決意して、本決議案を提案するものである。

議長は、質疑に入ることを宣した。

田島義久会員（大阪）「日弁連の個人通報制度等実現委員会の現在の運動状況はどのようなものか。また、これからどのような展望で、どのような内容の運動をしていくのか。」

村山副会長は、これに対して、自由権規約個人通報制度等実現委員会委員長から御説明したいと発言し、その後、菅自由権規約個人通報制度等実現委員会委員長から次のとおり答弁があった。

菅充行自由権規約個人通報制度等実現委員会委員長「昨年は、各政党、NGO、マスコミ等に対するいろいろな働きかけを行ってきた。最近では、参議院議員会館内でいわゆる院内集会を行い、個人通報制度の早期批准の必要性を訴えた。これからも各議員、政党に対して精力的な活動を続けていきたい。また、先だって、最高裁と法務省を訪問し、個人通報制度の導入を求める日弁連の活動の意義について理解を求めた。最高裁も、数年前の参議院の予算委員会で、最高裁は個人通報制度の批准に反対していないと答弁している。また、法務省においても、今の時点で役所として積極的に批准に反対する勢力はないという話を聞いた。そこで、あとは日弁連が運動を牽引していく必要があると考えている。今後は、引き続き、政党、議員、マスコミへの働きかけを行い、NGO団体を巻き込んだ形での運動を展開していきたい。」

熊野勝之会員（大阪）「現在問題となっている裁判員制度及びそれに伴う公判前整理手続と自由権条約第14条との整合性についてレポートしたのか、あるいはこれからレポートするのか。自由権条約第14条の一般的意見の13の第4項では、多数の国において民間人を裁く軍事裁判所または特別裁判所が存在することに留意する、このような裁判所を設置する理由は通常の裁判の基準を満たさない例外的な手続の適用を可能にするためであり、14条に従った適正な司法運営が厳格に保障されていないと書かれている。裁判員制度は、この特別な裁判所に当たるのではないのか。裁判員法第2条では被告人の選択権が認められておらず、重大な被告人という地位による差別が行われている。裁判員法第6条では、裁判員の法令の解釈を認めないで量刑だけはさせることとしているが、これは憲法第18条の意に反する苦役を課すことである。また、裁判員は裁判官によって、不公平な裁判をするおそれがあるという曖昧な理由で解任されてしまうもので、独立があり得ない。また、裁判官は、憲法第76条第3項でも良心に従うとされているが、裁判員については、良心に従うという規定がない。刑事裁判では証人も鑑定人も良心に従うということを宣誓するが、裁判員就任の宣誓には良心に従うとの文言がなく、裁判員制度の下では良心に従う義務のない裁判員から死刑か無罪かという判断を受けることになる。これは差別であり、憲法第14条に違反する。裁判員の守秘義務違反については、懲役6月または50万円以下の罰金が科されるが、間違っただけで裁判をした裁判員、裁判官に不利益が課されないのに、評議の過程を漏らした人に懲役6月、罰金50万円というような重大な刑罰を科すことは目的と手段の整合性を欠き、比例原則に反し、自由権規約に違反する。もっぱら裁判員の負担の軽減のために非常に急がせて裁判を行うが、自由権規約第14条第3

項は不当に遅滞することなく裁判を行うことを求めているが、これは十分な準備の時間が与えられるということも含んでいるのであるから、裁判員制度は14条に違反する。また、刑事訴訟法第316条の5では、公判前整理において、争点整理、証拠調べ請求、立証趣旨の明示等が規定されているが、これらを全て密室で行うことは、公開の原則に違反する。公判前ということで正当化されるものではない。日弁連として、一方でそういうことをしながら、他方で日本政府が誠実に履行していないということは自己矛盾ではないのか。

第2点は、独立した法曹の法的サービスを受けるという点に関して、第4回の日本政府の報告書に対する最終見解の9項では、法務省管轄下にある人権擁護委員会も駄目だと言われているが、日本司法支援センターも同様であり、独立した法曹の法的サービスという要件に反するのではないのか。

第3点は、第4回報告書の最終見解32項、33項では裁判官、検察官に対する人権教育を行うようにということが書かれているが、弁護士会は十分に行われているのか。33項では、法律を見直すことが書かれているのに、裁判員法、公判前整理手続、日本司法支援センターなどをつくることは、これに違反するのではないのか。」

村山副会長「前年度の理事者の段階でカウンターレポートを英文で提出している。しかし、日弁連としては、指摘された点が自由権規約に抵触するとは理解していない。そこで、カウンターレポートの中には記述がない。」

その後、秋田徹会員（東京）から質疑打ち切りの動議が提出され、これに対して20名以上の賛成があったことから、質疑打ち切りの動議について採決を行ったところ、賛成多数であったことから、質疑が打ち切れ、議長は、討論に入ることを宣した。

鈴木達夫会員（第二東京）「私は反対である。可視化は権力の攻撃と考えざるを得ない。先日取調べの様子を録画したDVDがはじめて証拠採用された刑事裁判の判決があったが、新聞報道によると、裁判長は、供述の任意性、信用性の判断が容易になる、映像で自ら進んで供述していることなどから任意になされたものと認定できるとの談話を出した。また、別の新聞報道によると、最高検の幹部の、録画を任意性を確実に証明できる新たな武器にしたいという談話も報道された。しかし、自白偏重、自白獲得目的の逮捕令状の乱発、人質司法という現実がある。自白偏重が是正されないまま取調べの可視化が横行した場合、虚偽の自白の録画が、しかも部分的に採用されて、都合のいい形で自白の任意性が認められていくことになる。本当の争点は自白の問題であり、可視化は自白目的の逮捕・勾留・取調べを正当化する攻撃と捉えるべきである。ところが、決議案の第4項では、取調べの可視化を実行するということが挿入されてしまっているし、裁判員制度の施行も前提化してしまっている。執行部としては、この大会で、裁判員制度1年前に、法務省、最高裁と歩調を合わせて翼賛決議を出したかったが、理事会などの議論で葬られたと聞いている。それくらい裁判員制度は問題であり、反対も高まっている。国民が反対する理由も、国家刑罰権の発動という権力作用の中枢に動員されるのは嫌だという健全な民衆の常識に基づくものである。なぜ日弁連が、最高裁、法務省と推進するのか。我々は、民衆の声をバックに裁判員制度を葬るつもりである。日弁連の中でも反対の声がどんどん出てきている。法曹人口問題だけではなく、権力に翼賛し、民衆に背を向けている日

弁連の姿勢に対する怒りと疑問が吹き出している。ところが、決議案は、裁判員制度が既定事実であるかのような一文を入れている。これは抜くべきであり、以上の2点が入っていることをもって、決議案には反対である。」

小川会員（埼玉）「日弁連執行部に期待してはならない。決議案の提案理由に日本政府が各条約機関からの勧告をほとんど履行していないとあるが、そのとおりである。人権教育を求めた勧告についても同様である。埼玉弁護士会は、昨年11月9日、事前にさいたま地方裁判所の裁判官、さいたま地方検察庁の検察官全員に対して呼びかけを行い、国際人権規約に関する人権研修会を実施したが、裁判官、検察官の出席者はなかった。私は、最高裁と法務省に、人権教育の回数、時間、カリキュラムを具体的に明らかにしてほしいという照会書を送った。最高裁からも、法務省からもほぼ同じ内容の回答があったが、抽象的な回答で、実施回数や時間について回答はなく、具体的な内容について全く明らかにされなかった。これは大したことをやっていないと判断できる。したがって、勧告されたことをほとんど履行していないということの日弁連はカウンターレポートしてほしい。国際人権規約は我が国の法律よりも上位にあり、我が国の憲法より進んだ条項もある。各会においても裁判官、検察官を巻き込んだ人権研修会を開催してほしい。」

熊野会員（大阪）「裁判員制度は、先人が築いてきた裁判制度の中核である公開の原則、無罪推定の原則の実効性をなくしてしまうものである。特別裁判所を作ってしまうものである。そういう制度を前提としながら別の機関を作ろうとするのは矛盾であり、本決議は時期尚早である。私達は個人通報制度の実現を狙ってきたが、本決議案に反対せざるを得ないのは残念である。日弁連の執行部、提案者が、通報制度によって、国内から裁判員制度をやめよう、公判前整理手続はやめよう、法テラスもまずいという議案が出てきて、そこでもう一度決議して、それらの制度を止めようとする宣言をするという高等戦術を考えているならば別であるが、そうでなければ、はなはだしい自己矛盾、偽善であり、本決議案に反対である。」

その後、清水修会員（第一東京）から討論終結の動議が提出され、20名以上の賛成があったことから動議を諮ったところ、賛成多数で討論終結の動議が可決され、採決に入った。

挙手による採決の結果、第9号議案 宣言・決議の件「国際人権基準の国内における完全実施の確保を求める決議」は、圧倒的多数で可決された。

〔報告事項2〕特別報告の件

議長は、報告事項2「特別報告の件」を議題に供した。

上野勝副会長から、取調べの可視化に関して、次のとおり報告があった。

可視化申入書を、特に裁判員裁判対象事件については全件について提出してほしい。また、

被疑者に対して、被疑者ノート差し入れ、記載の仕方を説明してほしい。さらに、一部取調べ録画がすでに始まっているが、被疑者に対して、一部取調べ録画に対する対応の仕方を教えてほしい。その場合、録画の際に違法不当な取調べの実態を訴えることを被疑者に事前に教えてほしい。また、現在、可視化の署名運動を行っているので取り組んでほしい。署名の際には配布したパンフレットを渡して、説明してほしい。検察庁は、4月以降、裁判員裁判対象全件について、自白した後、録画するというをやっている。一部録画は可視化ではなく、不十分であるというのが日弁連の見解であるが、現実に行われているので、それに対する弁護実践をぜひ行ってほしい。そのために可視化の申入れ、被疑者ノート差し入れをして、被疑者に教示し、実践できるよう話し合ってもらいたい。それから今後は警察も大規模なところでは一部録画を試行していく。警察の取調べについても対応していく必要がある。また、違法不当な取調べを受けたという訴えを聞いたときは、ぜひ苦情の申立てをしてほしい。現在は、取調べ適正化指針という形で、苦情申立てがあったときは、誠実に対応するというように方針が変わっている。

角山正副会長から、次のとおり、国選付添人問題に関する特別報告があった。

昨年の少年法改正で国選付添人制度が導入された。しかし一定の重大事件に限定されている。他方、2009年5月からは、国選弁護人の対象が必要的弁護事件まで拡大される。とすると、未成年については、被疑者段階で弁護人が付いていたのに、家裁送致段階で解任されるという逆転現象が生じる。これに対しては、国選付添人の対象拡大を求めていくことになると思う。しかしそれまでの間、現在の付添人の援助制度を続けることになる。しかし、付添人援助の財源は当番弁護士等緊急財政基金であるが、この特別会費が2009年5月で徴収期限が終わり、以降財源がない状態になる。現在これに関して各単位会に意見照会を行っている。中心的问题是、日弁連が付添人の対象拡大にきちんと取り組むかという決断の問題である。これはお金の問題だけでなく人の問題である。現在は、付添人の対象拡大を担うだけの態勢にあるかという点必ずしもそうではない。来年は、被疑者国選対象拡大、裁判員裁判開始という状況にあるが、未成年被疑者について権利保障に差が生じるということは許されない。現在単位会に意見照会をしているが、財源確保、付添人対象拡大に向けての運動について前向きな結論を出してほしい。

木村良二副会長から、次のとおり、消費者行政組織の創設問題に関する件について報告があった。

政府の消費者行政推進会議が、来週中にも最終報告を取りまとめる予定である。福田康夫内閣総理大臣も、本年4月23日、消費者庁を来年度に発足させること等を明確にした。総理の所見は、当連合会が長年にわたって要望してきた内容をほぼ踏襲したものであり、高く評価できるとの会長談話を発表した。これまで当連合会の長期間の取組みがあった。特に1989年の人権大会で消費者被害の予防と救済に対する国の施策を求める決議が出されたが、その提言内容は、ポイントとして、消費者行政についての総合的企画立案をすべきこと、消費者被害の未然防止のための規制が必要であること、被害救済センターの設置、救済命令や損害賠償請求

訴権の制度の創設、消費者への情報提供、援助の給付などを内容としており、現在でも十分説得力がある内容である。消費者法の整備を含む提言で、その後、製造物責任法、情報公開法、消費者団体訴権制度など立法化されたものが多いし、個別分野の意見書で立法等がなされたものも多い。しかし消費者庁の創設の点は、具体的動きが見られなかった。福田総理は、施政方針演説で、国民本位の行財政への転換、消費者行政を統一的、一元的に推進するための強い権限を持つ新組織の発足等を表明し、消費者行政推進会議が設置された。自民党、民主党も含めて、今年に入って消費者行政一元化の議論が急速に本格化したことから、当連合会も消費者庁の持つべき機能、所管すべき法律、整備すべき法律について意見書を発表している。当連合会では、消費者庁問題に関しては、消費者問題対策委員会が担当していたが、本年3月の理事会で消費者行政一元化推進本部の設置を決め、活動している。政府は、6月末のいわゆる「骨太2008」にこれを盛り込み、秋の臨時国会で消費者庁設置に関する法案等を提出し、来年度の早い時期に発足させる方針である。この際、地方消費者センターの位置づけも明確にして、被害者救済、被害防止のための新法整備など多方面の法整備がなされる予定である。他方、消費者関係法、担当部局を関係省庁から消費者庁に移管する調整作業は難航しており、力強い消費者庁ができるか重大な局面にあり、また法整備の課題も多く、道のりは決して平坦ではない。当連合会は、消費者庁創設にむけ運動をさらに進めていくが、6月が政治的ヤマ場である。充実した機能を持つ消費者庁の創設を実現できるか等課題は山積している。当連合会は、6月21日にシンポジウムを予定しているが、シンポジウム、学習会、会長声明に加え、運動強化に取り組む。各単位の地方議会への要請活動も重要なので、一丸となった運動推進のため、理解と協力をお願いしたい。

議長は、報告事項1「平成19年度会務報告」及び特別報告3件についての質疑応答を行うことを宣した。

村山副会長から、暫定提言の時期については、7月に出す予定である、それ以上に法曹人口について意見がある場合には、またの機会にお答えすることもあるとの答弁があった。

高山俊吉会員（東京）「宮崎会長も議長も皆さんも元気がない。それは司法改革を巡る会論が二分しているときに、ある立場で答えを引っ張っていかなくてはいけない苦しさがにじみ出ているからではないかと思う。皆さんもこれでいいのかと思いながら手を挙げているように感じる。1点申し上げれば、裁判員制度は憲法改悪に向けた議論の中身そのものである。国民一人ひとりを国を守る気概を育てるため裁判所に動員しようとしているものである。さて、予算書で2,150人の弁護士志望者がいるにも関わらず、1,850人しか予算計上しない点について質問する。これは、300人については弁護士を志望していることを認めながら、弁護士資格を獲得し得ないことを予算計上、会計上予定したということである。2年前大阪で5人の弁護士が登録できないことがニュースになったが、300人が登録できないことを日弁連が公に言ったということである。激増政策の中で受かってきたんだと言われることを覚悟であえて若い人が発言するということは大変なことである。若い人の周りには、本当に弁護士として食っていけない状況が生まれてきてしまった。エゴイストと言われることを言い出している

ということは、よくよくのことであり、それを言わせたのは中坊、久保井である。その後継者たちがここ大阪にはたくさんいるが、若い人たちから何を問われているかということを考えなければいけないときが来ている。今2,000人くらいが合格するときの就職状況だが、これが2,500人、3,000人になったときにどうなるのか。6、7月に暫定的方針を、2年近く後になって本格的方針を出すと言っているが、間に合うのか。とんでもない事態が秋から起きることが分かっているから、みんな元気がない。一体この状況に対してどう責任をとろうというのか、その点を明らかにしてほしい。」

村山副会長「私達は非常に元気にやっている。4月から、執行部のデータや意見を集約して理事会に提案し、ワーキンググループも立ち上げて、そこから正副にも意見を出してもらって作業を進めている。6月、7月の理事会で議論して暫定的な提言を発表したい。現在、法務省、マスコミ、政党などと議論し、理事会でも議論している。その議論を踏まえて暫定的提言を出したい。会長選挙での宮崎会長の公約について、司法改革を後退させるという印象で受け止められたところがあったが、そうではない。人的な基盤の整備というのは司法改革を進める上で極めて重要な課題である。そのことを踏まえてメッセージを出したい。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑応答の終了を宣した。

宮崎会長から、次のとおり挨拶があった。

平成19年度決算、20年度予算、会長選挙規程中一部改正、綱紀手続、綱紀審査手続、懲戒手続に関する諸規程中一部改正等多数の議決案件について圧倒的多数で可決していただいた。人口論について政府に路線変更を迫るということは、国選弁護報酬の大幅増額を勝ちとるより、場合によっては難しいと申し上げたが、社説で批判を受けたりしており、非常に難しい課題と思っていた。しかし、ロースクール関係者、政党、マスコミ、市民会議の方等から批判されてもスピードダウンも必要であるということを示し上げてきた。自民党、公明党、民主党もPTを立ち上げるということになり一定の手応えがあるのではないかと期待している。議論が巻き起こると様々な意見が出てくるが、その中で日弁連が世論の支持を得ながら、さすが日弁連と言われる意見を出すのは難しい課題である。村山副会長にはもっと会外、会内の人と議論して頂きたいとお願いしているし、精力的に動いて頂いている。提言をまとめるためには極めて必要なことであると考えている。裁判員制度については国民の一定の理解が深まりつつある。世論が大いにわき上がって刑事裁判について理解が深まるというのも一種の環境整備であると思う。国選弁護報酬についても、裁判員制度の導入を見据えた大幅増額も含めて、近々報告できればよいと思っている。元気に頑張っているのだから、執行部へのご支援、ご指導をお願いしたい。

以上をもってすべての議事が終了し、第59回定期総会は閉会した。

以上

(調査室囑託 金澤賢一・菊池秀)